

公平な納税のための滞納処分 (差し押さえ)

地方税法では、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない」と規定されています。

納税は、国民の三大義務の一つであり、滞納された税金を放置することは、納期限内に納付された方と公平性を欠くこととなります。さらに、滞納は、市の財政を圧迫し、皆さんへの行政サービスに支障をきたすこととなります。

市では、納期限を過ぎても納付が無い場合、督促状を送付しています。それでも納付が無い場合は、財産調査を行い、法律の定めに従い、財産の差し押さえや、差し押さえた財産の公売を行っています。

◆財産調査および捜索

督促状を送付しても納付が無い場合、滞納者の財産調査を行います。

また、財産の発見、差し押さえなどの必要がある場合、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思に関わりなく捜索する場合があります。

◆差し押さえ

財産調査で判明した財産を差し押さえます。

〈差し押さえ事例〉

- ①給与等の差し押さえ⇨勤務先へ給与等照会後、給与等の差し押さえを実施し、給与等から一定額を税金に充てます。
- ②預貯金の差し押さえ⇨金融機関等へ預貯金照会後、差し押さえを実施し、税金に充てます。
- ③不動産の差し押さえ⇨法務局へ照会後、土地や建物の差し押さえのために、法務局への差し押さえ登記の嘱託をします。差し押さえの登記後に、抵当権者(金融機関や住宅金融支援機構等)等に、差し押さえたことを通知します。

・令和2年度⇨87件実施(預貯金、生命保険、給与、国税還付金等)

・令和3年度⇨87件実施(預貯金、生命保険、給与、国税還付金等)

◆納期限を過ぎても納付が無い場合

地方税法の規定により納期限経過後20日以内に督促状を送付します。

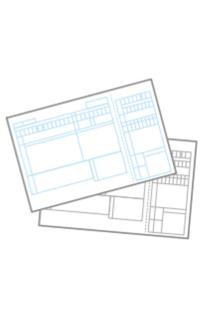
督促状を送付しても納付が無い場合、催告書の送付や電話や訪問による催告を行う場合があります。

◆督促・催告

健康保険で治療を受けることができます。その際には必ず市民課へ連絡し、「第三者の行為による傷病届」等を提出してください。

第三者行為による届出

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為により治療を受ける費用は、加害者が負担するのが原則ですが、必要な届出をすれば国民



貯金、生命保険、給与、国税還付金等)

◆納められない方は早めの納税相談を

病気や失業・事業不振等の理由で、納めたくても納められない方もいます。このような方は、早めの納税相談をお願いします。相談等が無いと、生活状況等の把握ができず、やむなく差し押さえの処分を受ける場合があります。納税相談は、随時、実施していますので、滞納額が増える前に早めに相談してください。事情により、徴収猶予等の手続きを行います。

◆納税は自主納付が原則です

口座振替を推奨していますので、口座振替が利用できる金融機関等は、問い合わせください。また、納付書は全国コンビニエンスストアで納付できます。

◆納期限を過ぎて納付すると

納期限を過ぎて納付すると延滞金が発生する場合がありますので、納め忘れに十分ご注意ください。

◆納税課滞納整理班

☎0475(70)0323

健康保険で治療を受けることができます。その際には必ず市民課へ連絡し、「第三者の行為による傷病届」等を提出してください。

☎0475(70)0334

知らせ合う 早めのライトと反射材

令和4年秋の全国交通安全運動

9月21日(水)から30日(金)までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。また、9月30日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です。

事故を起こさないだけでなく、事故に遭わないためにも、一人ひとりが交通ルールと交通マナーを守りましょう。

◆運動のポイント

- ①子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
- ②夕暮れ時と夜間の歩行者

◆実施日

- 大網幼稚園⇨9月13日(火)・20日(火)、10月25日(火)、11月8日(火)・22日(火)、12月13日(火)
- 瑞穂幼稚園⇨9月7日(水)・21日(水)、10月12日(水)・26日(水)、11月16日(水)
- 増穂幼稚園⇨9月14日(水)・10月26日(水)、11月9日(水)・12月21日(水)
- 白里幼稚園⇨9月22日(水)・10月4日(水)・18日(水)、11月11日(水)・25日(水)、12月9日(水)

未就園の方へ 公立幼稚園を開放

公立幼稚園では、子育て支援の一環として、未就園の親子に園庭と園舎を開放します。

お子さんが友達と関わったり、お家の方の交流の場になったりする機会や、公立幼稚園を知る機会になればと思います。実施日・時間の詳細は各園にお問い合わせください。

☎0475(72)1131

「ガスと暮らしの安心」運動 (9月1日~11月30日)

「つい」、「うっかり」などでガスの事故は発生します。ガスを使用する一人ひとりが注意することで、事故の無い快適な暮らしを実現しましょう。

- ・ガスを使用するときは必ず換気をしましょう。
- ・機器接続口に合った正しい接続具を使用しましょう。
- ・ガス漏れ警報器を設置しましょう。(火災警報器や一酸化炭素警報器との複合型もあります。)

詳細は、日本ガス協会のホームページをご覧ください。

☎0475(72)1131

市営ガスは、家計にも環境にもやさしい県産天然ガスを供給しています(供給しているガス種は12Aです)。

確認をしましょう

自動車等を運転する方は、横断歩道の手前では、横断する歩行者がいたら必ず一時停止をしましょう。また、雨などで視界が悪い日は運転しない、体調不良時は公共交通機関を利用するなどしましょう。

☎0475(54)0110

安全対策課生活安全班

☎0475(70)0387

9月は児童扶養手当の支払期です

現在、手当を受給している方、令和4年6月までに新たに認定を受けた方は、9月9日(金)に市から2か月分(7月分~8月分)が指定口座に振り込まれます。児童扶養手当証書(空色)に記載の金融機関の口座にてご確認ください。

☎0475(70)0331

入札結果の公表

市が発注する建設工事、業務委託、物品購入等の入札結果のうち、主なもの(落札金額が工事500万円以上・業務委託300万円以上・物品購入等200万円以上)について公表します。そのほかの結果も含め、全入札結果は、入札情報サービス、市役所受付行政情報コーナー、財政課で公表しています。*金額は税込表示。

7月28日一般競争入札実施分	落札業者	(有)カンダ事務機
○件名	経年ガス導管入替工事(山辺3区)	落札金額 11,770,000円
場所	金谷郷(長谷)地内	落札率 65.14%
落札業者	(有)雅工業	○件名
落札金額	8,338,000円	市立小・中学校等ノートパソコン賃借
落札率	94.28%	場所
○件名	市立小・中学校液晶テレビ等購入	みどりが丘三丁目18番地3大網小学校外10箇所
場所	みどりが丘三丁目18番地3大網小学校外9校	落札業者
		NTT・TCリース(株)
		落札金額 26,334,000円
		落札率 87.79%

☎0475(70)0312

地域包括支援センターだより

~「忘れても あなたは あなたのままでいい」~
(2022年度世界アルツハイマー月間・デー標語)

毎年9月21日は「世界アルツハイマーデー」、9月は「アルツハイマー月間」です。

高齢や認知症になっても最期まで住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症に関する正しい理解と知識を身に着けましょう。

◆認知症の方にやさしいまちづくりに一緒に取り組みませんか
《認知症ステップアップ講座》

認知症サポーターを対象に、認知症の方への対応について理解を深め、地域での見守り等、認知症の方やその家族を支援していただくために「認知症ステップアップ講座」を開催します。

▶日時=10月21日(金)13時30分~16時

▶会場=中央公民館研修室

▶対象=認知症サポーター養成講座受講修了者で、本講座修了後、チームオレンジに登録して活動できる方。

※チームオレンジとは認知症サポーターがチームを組み認知症の方や家族に対して生活面の支援を行う仕組みです。

▶募集人数=10人

☎0475(70)0439

捨てられたごみは河川や水路の詰まりにつながります

ごみのポイ捨てはやめましょう

☎0475(70)0386